

福祉灯油を実施します

議員報酬・職員給与も減額に

一般会計の補正予算

第9回定例議会

浦河町議会12月定例会が、12月13、14、15日の3日間ひらかれ、一般会計、特別会計の補正予算、条例改正等、提案された11件の議案、議員提案の3つの意見書等が審議され、いずれも原案通り可決しました。12名の議員の一般質問もおこなわれました。

各会計の

補正予算が決まる

提案された一般会計の補正は歳入、歳出それぞれ2760万円を追加するものです。

追加の主なものは、歳出では地域振興基金、ふるさと応援基金への積立金233万円、社会福祉協議会へ事業推進補助金200万円、福祉灯油給付費225万円、要支援者の情報等を整備する地域支え合い体制づくり事業関係に500万円、特別養護老人ホーム事業へ926万円、私立保育所運営委託費、入所児童が増加したことによるものですが、1257万円、新規就農促進対策事業へ補助金296万円などです。

一方、職員の給与削減による人件費の減額、議員報酬を1月あたり3万円引き下げたことによる減額854万円、緊急雇用

創出事業委託料は1167万円を減額していますが、3・11震災の被災地へ事業費をまわしたことによる減額です。

歳入では、町民税の個人、法人あわせて2500万円が減額となります。

給与所得者が165人減少したことによるものというところで人口の減少など構造的な問題が大きく影響しているようです。国や道の補助金は額が確定して入ってきています。

これらの差し引きで2760万円の追加となっています。老人ホームの特別会計は人件費の増減もありますが、燃料費の単価があがったことにより187万円が追加されています。



今年もおこなわれる福祉灯油事業

国民健康保険事業特別会計は医療費負担金、特に高額療養費が伸びていて、2974万円の追加で件数にして356件が計画に対して増加しているということです。

日頃から検診を受診して病気を予防することが重要です。介護保険事業会計の補正は、

2851万円の減額補正です。

主な理由は介護サービスが予定していたところまでなかったことによるもので、281件の減で、金額で1168万円減額されています。施設入所も103件の減で、2970万円が減額となっています。

サービスの利用が減っているということですから、その原因をしっかりと分析することが大切です。

結果として、剰余金838万円を基金に積立ています。

介護保険の積立金は、これまでの分とあわせると8000万円以上になっています。

来年度は保険料の見直しの時期となりますので、十分な検討が望まれます。

他の5つの特別会計は、事業費の執行残や人件費等の整理での調整となっています。

今年の福祉灯油事業

5000円給付に

毎年のように冬場を迎えると灯油の価格が上昇を始めます。

今年度も10月頃から1割当り4円、5円と値上がりをはじめ、12月には1割当り90円をこえ、昨年度より10円近く高くなっています。このため、浦河町は今年度も浦河町低所得者福祉灯油

新しい年

2012年1月元旦

思いやりの絆ふかめ 前進の年に

みなさんおそろいで、新年をむかえられたことと心からお慶び申し上げます。

昨年3月には未曾有の大震災に見舞われ、自然の力、災害のおそろしさをお互いに再確認し合いました。

「助け合う」「思いやる」「一人一人が力を」なによりも「絆」を全国の人たち、世界の人たちの大きな連帯がつけられました。この絆を力に本当に一步、一步前進していきます。

日本の国内では、復興をどう進めるか、原発事故の解決やTPP締結をやめることなど、なにより国民のくらしをどう守るかが大きく問われています。

浦河町では池田町政のもとで3年目を迎えます。いまの情勢、莫大なお金をかけて町づくりとはいかない時期です。住民の安心安全の暮らしをしっかりと守り、安心して暮らせる町づくりこそ求められています。

町民の代表である議会は、きびしさのつづく昨今、議会の任務をあらためて自覚し、町民の期待にこたえられる議会となれるよう、新年にあたり決意を新たにします。

今年もよろしくお願い致します。

浦河町議会議員一同

支給事業を実施し、1世帯5000円を支給することになりました。昨年は4000円でしたから1世帯当り1000円の引き上げです。

支給方法は「浦河町福祉灯油給付券」1000円券5枚を給付するという事です。町内燃料店・ガソリンスタンド等で使うことができます。

対象となる方々は、①世帯全員が65歳以上の高齢者世帯②障害者手帳（身体・精神・療育手帳）の交付を受けている方がいる世帯③18歳以下の児童を養育しているひとり親世帯（父子・母子家庭）で、①町内に住所があり、居住している世帯②

町民税が非課税の世帯③昨年度の収入の合計が1人世帯は120万円以下、2人世帯は240万円以下、3人世帯以上の場合は240万円に1人につき60万円を加えた額以下に該当する世帯となります生活保護世



電算化される戸籍の発行事業

帯や対象者が長期で入院、施設などに入所している場合は対象外となります。申請は1月13日から、役場窓口で開始されますが、特別申請窓口も作られます。家族の方、ヘルパーさんなども本人に代わって申請ができます。対象となる方々はぜひ利用しましょう。

町の条例が

改正されました

町条例の改正は、一つは浦河町手数料条例の一部改正です。これは今回、戸籍が電算化されることによって、謄本や抄本

として出てくる書類が手書きではなく電算化された戸籍の全部事項証明書、戸籍の個人事項証明書として発行されるようになります。

なお窓口での発行手数料に変更はありません。

もう一つの条例改正は、町立荻伏診療所の位置・場所が移転することによる住所変更によるものです。

現在地より国道を挟んで向い側（山側）に移転します。

新しい診療所での診察は、新年1月10日からということです

意見書

— 町民の声を国政に —

可決された意見書は、国などの関係省庁に提出しました。

◎環太平洋経済連携協定に反対する意見書
原案可決

◎漁船用軽油に係る軽油引取税の免税等に関する意見書
原案可決

◎介護職員処遇改善交付金の継続を求める意見書
原案可決